

令和元年6月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年6月4日(火)
13時56分～15時42分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
議案第10号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請 1件
- 4 協議事項 利用状況調査による非農地判断について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 18名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
7番 中村 重樹	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
9番 青島 由弘	
10番 高藤 孝一	

欠席委員 19番 吉江 秀一
20番 前田 真一郎

令和元年6月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。時間前ではございますが、全員お揃いですので、始めさせていただきますと思います。本日は6月の初旬とは思えないぐらい大変暑い日になっております。しかし、天気予報では週末からいよいよ梅雨入りするという感じになっていました。農作業も忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。先月の下旬に、全国農業委員会会長大会があり、東京へ行ってまいりました。その時、県選出の国会議員の皆様にご政策提案を申し上げてきました。詳細は割愛させていただきますが、県の農業会議所だよりをお目通ししていただきたいと思っております。また、農地利用の最適化ということで、人・農地プランの実質化ということが考えられております。実際に人・農地プランに沿った地域の農業を推進していかないといけないということで、これからまた農業委員の皆様には、担い手の育成等のご協力、地域の農業のためにご尽力をいただきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。本日は議案がたくさんございますので、2時間くらいかかるかと思っております。皆様のご協力をもって進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会6月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は吉江委員さん前田委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。11番の荒木委員さん、12番の日光委員さんにお願ひいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第7号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第8号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第9号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計6件</p> <p>○議案第10号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計1件</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第7号「農</p>

	<p>地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は3筆で、合計面積は4,422㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページから4ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号3番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告をさせていただきます。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は位置図の1ページにあります〇〇の648番1、652番と〇〇の290番で、合計面積が4,422㎡です。譲受人の〇〇さんと、代理人である行政書士の〇〇さんにも確認して参りました。ここは地元の営農組合で水稲を耕作されていましたが、今後、〇〇さんは田んぼの管理ができないということで、代わりに耕作してくれる人を探しておられたところ、同じ地区の〇〇さんにお願ひし、了解をされて今回の所有権移転になりました。田んぼは引き続き、地元の営農組合に耕作を委託されて、〇〇さんが管理をされるそうです。よろしくお願ひ致します。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第7号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第7号については「承認」といたします。続いて、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請</p>

	<p>について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第8号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号2番は、申請者が〇〇さんです。面積が54㎡で住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから9ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。また、富山県には事前に書類一式を送付し、転用が可能であると確認を取っております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、受付番号2番の調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>続けて報告させていただきます。位置図の6ページをご覧ください。申請者は〇〇さんです。申請地は〇〇273-5で、面積は54㎡です。現在は水稻の水張りの関係で管理されておりました。申請理由は、住宅敷地の拡張です。現在アパートにお住まいの息子さん夫婦が、〇〇さんのお宅の敷地内に新築される予定で、夏ごろの完成予定だそうです。位置図の7ページをご覧ください。車が3台ありますが、息子さん夫婦の分を合わせると5台分の駐車スペースが必要になるそうです。既設の車庫兼物置を取り壊して、新たに車庫を2棟建てたいそうです。それから、宅道が狭いということで道幅も拡張したいということです。近くで雑種地等も探されたのですが、無かったそうです。雨水排水については既設の排水を使用されます。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>位置図の5ページ目と6ページ目の申請地の形が違いますが、これは同じ所で合っていますか。</p>
事務局	<p>申請地の赤い部分については6ページの方が正確です。5ページの形はまっすぐになっていますが、訂正させて下さい。</p>

会長	わかりました。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第8号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第8号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第9号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第9号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページと4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、相続人が〇〇さん、外4名です。2筆の合計面積が9,545㎡で砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから13ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号5番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>ご苦労様です。譲渡人が〇〇さん、相続人は長男の〇〇さんです。〇〇さんは、平成29年6月に亡くなっておられます。譲受人は〇〇さんで、田2筆で面積が9,545㎡です。砂利採取の一時転用です。期間は許可が下りてから令和2年5月31日までです。位置図の10ページをご覧ください。昨年11月の農業委員会の総会で、紫の所が申請に上がっておりました。現地を確認して参りましたら、現在は上のお墓の方にある田んぼ2枚を掘っています。排水はポンプで汲み上げて流しています。道路は過去に4mから6mに拡幅されました。ここはあまり車が通りません。車の搬入については、緑の所に鉄板を敷いて、洗い場を設けて出入をされています。今回、申請する所は、〇〇さんの田んぼ2枚です。現況を〇〇さんにも確認して参りました。前回、申請したお墓の方の2枚の田んぼは〇〇さんのもので、完成後は</p>

	<p>1枚の田んぼにするということで〇〇さんから了解を得たということです。それから、〇〇さんの宅地の排水が上の方から田んぼの中を 通って用悪水路に流れているということで、完成時はここに畔を設けて いただくということに、耕作者と地権者との話し合いでなっている そうです。地権者、耕作者、隣接者、自治会長、生産組合の同意書も いただいておりますので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はござ いませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号6番について、事務局より説明を お願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号6番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん他1 名で、持分が2分の1ずつです。譲渡人が〇〇さんです。面積が295 ㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図につい ては14ページから18ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致してお りますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号6番につ いて、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、 他1名です。田で295㎡あります、一般住宅の建設です。仲介されて いた不動産会社の〇〇さんにお話を聞いて参りました。現地を確認し てきますと、きちんと区画整理されておりました。昨年まで自己保全管 理をされておりました。〇〇さんは現在〇〇のアパートにお住まいで す。お子さんも生まれて住宅を建てたいということで、当初は〇〇で 土地を探されておりましたが、予算の関係で奥様のご実家のある小矢部 市で建てることにされました。排水は道路の両サイドの側溝に流し、 上下水道は市の施設を利用されます。また、隣接者や〇〇区長さんの 同意も出ております。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はござ いませんか。</p>

会長	無いようですので、次に受付番号7番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号7番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇さんです。面積が716㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については19ページから22ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは一昨年までこちらでブドウを作っておられました、体調を崩されて、これ以上農業を続けるのは大変だと判断されました。かねてより、〇〇さんはこちらの土地を〇〇に寄付したいと申し出ておられました。土盛り等には費用がかかりますので、振興会の方で、たまたま〇〇地区で行っていた下水道の工事の残土を利用して経費をおさえて下さいと申し出られ、今回このお話が成立いたしました。〇〇地区では、運動会や公民館祭等のイベントでの駐車場が無く、県道に停める方もいて苦情が出ておりましたので、今回駐車場にしたいということになりました。地盛りをして、碎石を敷いて駐車場にされるそうです。隣接者や区長の同意も出ております。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	隣に200㎡くらいの田んぼがありますよね。こういう場合はすんなり同意をされるものですか。
〇〇委員	その件も聞いて参りました。当初、隣の方は寄附しませんとおっしゃっていましたが、後に寄付される予定で、境界はあえてコンクリートにせず、法面でおさえておくという話でした。

会長	わかりました。以上で無いようですので、次に、受付番号8番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号8番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が2,829㎡で、工場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については23ページから29ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号8番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>続けて報告させていただきます。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。田で2,829㎡です。申請理由は工場敷地の拡張です。大型の機械を入れて業務の規模を拡大したいそうです。位置図をご覧ください。申請地は現在の第2工場の右側です。こちらは昨年まで稲作をしておられました。敷地が広いので、排水は〇〇さんの土地の方に貯水池を作って、後ろの用悪水路に流すそうです。新規で募集する従業員の駐車場も含めてこちらの土地を求められました。区長、土改の同意も出ております。よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に受付番号9番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号9番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。地目は畑で2筆の合計面積が72㎡、病院敷地への転用を行おうとするものです。位置図については30ページから34ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号9番について、調査報告をお願いいたします。

〇〇委員	<p>それでは、報告させていただきます。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんということで、〇〇さんです。位置図の 32 ページをご覧ください、申請地は 358-2 と 359-2 の 2 筆で合計面積は 72 m²です。現況は畑ですが、何も作られていません。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇に在住で、本案件の代理人である行政書士の〇〇さんに確認して参りました。申請理由は、〇〇さんは〇〇もされているので入院患者数が多いということで、避難通路を整備したいということです。位置図の 33 ページをご覧ください。病院が左側にあつて、⑥と⑦に既設の建物が描いてありますが、現在ここは更地になっています。以前、こちらに〇〇さんがお住まいで、裏に畑があつたそうです。そこが〇〇の隣になりますので、今回のお話になりました。雨水は既設の用水路に排出します。よろしくお祈いします。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号 10 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 10 番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。地目は田で、面積が 3,606 m²でカントリーエレベーター敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、35 ページから 39 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農用地利用計画において指定された用途に供するためのものといった農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号 10 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、位置図の 35 ページをご覧ください。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、申請地は〇〇129 番地、面積が 3,606 m²です。今回、〇〇さんの〇〇さんと〇〇さんに確認して参りました。現在は転作で大麦が耕作されて、最近刈り取られました。申請理由は、カントリーエレベーター敷地です。近年の飼料用米の作付面積の増加と作付け品種の多収穫米への移行もあり反収の増加で受け入れ施設が少なくなっているということ、また、ハトムギも作付面積の増加等で受け</p>

	<p>入れ施設が少なくなっているということで、今回〇〇に既存のカントリーエレベーターがありますが、その隣の申請地に新たに建設したいということです。既存のカントリーエレベーターや堆肥舎が隣接しているので利便性が良いということで、この申請地を選定されました。今回、地元で事前説明会も行われており、地元自治会長の承諾も出ております。敷地内の雨水排水は、位置図の 39 ページの青い網掛けの部分の調整池に一旦雨水を貯めてから用排水路に排出することになっています。生活排水は、横に市道があるので、既設の公共設備を利用するという事です。あと、補足ですが、〇〇地内のこの近辺で〇〇の移転も予定されており、また申請があると思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>位置図 39 ページにある緑地帯ですが、緑地帯はこんなに小さくても良いのでしょうか。既存敷地も含めて何%か決められているはずですが、その辺はどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>決められているものがあるか設計士等に確認をしておきます。</p>
事務局長	<p>仮に不足しておりましたら、もちろん増やしていただきますが、この規模の開発に緑地が何%付帯されているかどうかは分からないのですが、おそらく設けられていると思いますので確認をしておきます。</p>
会長	<p>お願いいたします。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として、議案第 9 号については「承認」としてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として議案第 9 号については「承認」といたします。続いて、議案第 10 号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」、事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>議案第10号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明します。5ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号5番と関連するものです。位置図については40ページから44ページをご覧ください。</p> <p>譲受人の〇〇さんが平成〇〇年〇〇月〇〇日に砂利採取のための一時転用を行うため、4筆の合計面積18,768㎡について許可を得ていますが、採取地として議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号5番の2筆9,545㎡を追加し、6筆の合計28,313㎡に事業計画を変更するものです。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号1番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>今ほど事務局がご説明されたとおり、面積の拡大です。現地確認に行った日に、たまたま〇〇さんの息子さん道淵の4枚で麦を耕作されていました。〇〇に電話で確認しました。なぜ一度に申請をしなかったのか聞きますと、〇〇さんが麦を耕作されていたからということでした。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第10号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第10号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、協議事項「利用状況調査による非農地判断について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局次長	<p>それでは、議案書6ページをご覧ください。協議事項として、利用状況調査による非農地判断について、説明をさせていただきます。資料に入ります前に、前回の総会での農地パトロール、利用状況調査で</p>

非農地判断された農地の対応について、データベース化したという現状を報告しました。これに対して、委員さんから所有者に再生できない農地であると知らせた上で、登記地目の変更など手続きを行ってもらうようにするべきではないかという意見が出ました。事務局は時間を頂いて、農地法などの法律における非農地判断に関する内容等をしっかりと確認した上で、本市農業委員会としての対応をどのようにするかを協議させていただくことになっていたかと思えます。本日は事務局で検討しました結果を元に、基本的な部分を協議していただいて、その結果を踏まえて次の段階に進めたらと思えますので、お願いいたします。

それでは資料の6ページの内容について説明いたします。まず、法律においてどのように定められているのか記載しております。

1、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて、農地法第32条において、農業委員会は遊休農地に関して利用状況調査を行い、再生困難な土地（非農地）に対して速やかな非農地判断を行い、対象地の所有者に通知し、農地台帳の整理を行うことと定められています。農業委員会が非農地と判断したことを所有者に通知することと書いてあります。また、同時に農地台帳の整理、これは農地台帳から除外していくことが定められています。このことを受けて、小矢部市農業委員会の今後の対応をどのようにするかということを中心に記載しました。

2、本市農業委員会では、平成29年度から30年の間に利用状況調査を行い非農地と判断した農地の所有者に「非農地通知書」を送付することを、法律に従い実施したいと考えております。次に、非農地通知を送付した時点での2点について説明をいたします。

1点目は、当該農地は農地台帳から除外され、非農地となる点です。
2点目は、山林又は原野として固定資産税評価が行われるため、評価額が下がるという点です。大きなポイントとして、非農地通知を送付した時点で、法に基づいて農地台帳からその土地が除外されていくこととなっております。また、課税においては、非農地通知が出された時点で固定資産税の評価額が下がります。この2点が所有者の意向とは別に、非農地通知を出した時点で、自動的に発生します。ここが今回皆さんにお諮りしていただきたいところで、重要な所だと思っております。

併せて、本人申請による登記地目の変更を促すため、非農地通知と併せて登記申請書を同封し、例えば、登記地目の変更の手続きが無料

	<p>であることをお知らせして、地目変更を促すことを考えております。ここまですが今後の本市の対応、事務局の考えということで記載させていただきました。</p> <p>3、本市の非農地判断状況です。①は農地パトロール、利用状況調査をしていただいたものの非農地判断状況です。過去3年間の筆数と、非農地判断をしていただいた対象となる農家件数などが記載してあります。②は農地所有者から依頼申請による非農地判断状況ということで、個人申請による実績になります。本日はこの内容を協議していただき、よろしければ次回の総会において、所有者へ送付する非農地通知や登記申請書の内容、送付する時期など具体的な手続きの内容について協議していただきたいと考えております。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>今ほど事務局からご説明があったとおり、非農地通知書を出した時点で、農地台帳から外すということでもあります。その辺をご理解いただいた上でご承認していただければ、これまで3回にわたって委員の皆様にご協力いただいた農地利用状況調査にて、非農地判断をされた所、農家数で約130軒分ありますが、それを通知しようということでもあります。事前に私と、職務代理はお話を聞いております。ただいまの件について、ご意見等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>過去3回見てきたものは、農家の方は知らないですよ。まず、非農地通知ではない文書で、こういう状態ですというものを出せばいいのではないですか。そのあと問合せ等なければ、非農地通知を出しますよといった形で。</p>
事務局長	<p>そういった方法もあります。</p>
〇〇委員	<p>何も言ってこられなかったら、非農地通知を出せばよいのではないですか。</p>
〇〇委員	<p>今まで農業委員として調査したものは、実際に写真を撮って、しっかりと判断をしてきたつもりですが、この程度なら簡単に判断したものもあります。しかし、完全に非農地になってしまうということですので、今後の調査では、用水が確保されているとか、そういう所まで考えて判断をしないとイケません。一度、判断をすると非農地にな</p>

	ってしまいますので。
〇〇委員	所有者の方が一緒なら間違いはないのですが、私達が、もしかしたら間違った所を見てきている可能性もありますよね。
〇〇委員	わからないですよ。
〇〇委員	非農地化するのに、通知を出してしまったら所有者の意思とか関係無くなってしまうということですよね。
事務局長	所有者の方が、これからちゃんとやろうと思っているとか、そんなつもりではないとか、そういう事ではなく、客観的に見ても、再生できないとか、すでに林野化しているとか、そういう所を委員会が確認し、判断して非農地通知を出すということです。
〇〇委員	逆に、本人がもう耕作したくないと言っているけど、農業委員が、ここは再生可能だから耕作して下さいということも言えるということですね。
事務局長	耕作して下さいというのは、耕作放棄地を無くすという意味になりますが、今は、現況が農地か林野かという判断をしているわけで、耕作放棄地にしないで下さいというのは以前にあって、その時期はもう過ぎてしまっていて、その客観的な判断を委ねられているのが、この農業委員会の調査員である役割の要の所ですが、そこに自信の無さとかが入ってくると、それはもう非農地と判断するべきではないということです。複数名で確認をして客観的に見て、ここはもう林野で、とても農地として再生できないというものに限って、非農地通知を送りましょうというのが、根本になります。そういった意味で、調べてみたけど、どうされますかと聞くような類のものではありません。
〇〇委員	経過がわかっても、もうどうしようもないということですか。
事務局長	そうですね。
〇〇委員	でも、複数で見てきて、場所が確実にここだと確定できなくても、その近辺が林野化していて、ここはもう田んぼを耕作できる環境では

	<p>ないということを確認してきたのだから、ここは非農地だと農業委員会が決定を下したら非農地になるということですよね。</p>
〇〇委員	<p>どこで判断を下すかが問題です。トラクターが入って行けないからという所でも、機械があれば耕作できる所もあります。</p>
事務局長	<p>そういうことではございません。昔ならできていた所ですから。</p>
会長	<p>できるかもしれませんが、では、誰がそんな所で耕作してくれますか。それを複数で見えてきて判断したのだから、それはそれで正しいと思います。法律上、農地でなくなっても、所有者が耕作したい人であればすると思います。</p>
〇〇委員	<p>ただ一番問題なのは、所有者の知らないうちに非農地になっていることだと思います。</p>
事務局長	<p>その辺りは、私達だけではなく、他の県内の農業委員会でも心配されていることで、勝手に見に行っ、勝手に決めていいのかということ。ただし、この法律上は、農業委員会として台帳に登録されている農地を見回り、もう農地にならない所は農業委員会の判断で台帳から落としましょうということで、それを実行すると、勝手に決めたということになります。その辺りは通知の仕方によると思います。</p> <p>次回この場で、もしそういう方向で進めていこうとなれば、自分達がどういう意図で、予めどういう調査をして、こういった判断をしましたということ、一方的に結果だけを押し付けるものではなく、突然届く通知書にはなりますが、できるだけ丁寧に伝わるように、配慮した文面、資料を添えてお送りしたいと思っております。できるだけ一方的なニュアンスにならないように、必要な判断を下し、このような状況ですというのを、何か上手く伝えられるように考えていこうと思っております。皆さんがご心配されている、一方的に押し付けたようなものではなく、トラブルにならないようなものを作っていきたいと思っております。本日は大きな方向性として、小矢部市の農業委員会として、毎年実施していただいている調査の結果を成果として表していかないのも違うと思いますし、県内の農業委員会ですういふ動きをしている所はまだ少ないですが、だからといって行動しないのではなく、もう農地として利用できない所を台帳から落とすという所に舵を</p>

	きるべきではないかと思い、ご提案をさせていただきました。
〇〇委員	小矢部市農業委員会からの非農地通知はまだ1通も出していないのでしょうか。
事務局長	はい。ただし、個人申請があった件については何回も出しています。
〇〇委員	県下でも同じ状況ですか。
事務局	立山町と入善町では通知をされています。
〇〇委員	これまで何度か現地調査に行って、地番を見て、これはどこかというものもあり、最後は資料の写真であたりを付けて確認をしている所もあります。見てきた所は大体再生できない農地ですから、非農地通知を出しても良いとは思いますが、調査する側としても、確実に場所がわかるようにはならないでしょうか。
〇〇委員	それを言うと、写真も確実に合っているとは限らないですよ。例えば10㎡や15㎡というような小さい面積のもので、現地に行っても見当たらず、多分この一角だろうということになります。
〇〇委員	そうすると、それとよく似た公図で判断するしかないですよ。何か良い方法があれば。
〇〇委員	多分、所有者もわからないと思います。
〇〇委員	その周辺はどこも似たようなものではないですか。隣にきれいに水稲が耕作されているわけではないでしょうか。
〇〇委員	どこも同じようなものだと思います。
会長	例えば、非農地通知に写真を付けて発送して、所有者がここは違います。実はここでしたというものが確証のあるものなら、また農地台帳に戻すことは可能ですか。
事務局長	当然こちらの錯誤であれば、訂正してあげないといけないですね。

会長	調査時の写真を添付するなり、何か対処法はあると思います。とにかく今、承認を頂ければ、来月の農業委員会の総会の時に、こういう文書を出しますという案を事務局から出していただきますので、それを確認していただいて、承認していただいた上で発送するという事で、今回はそれで承認を頂けますでしょうか。
全委員	はい。
事務局長	話を戻すようですが、丁寧に私どもの思いが伝わるような通知書を発送するやり方と、確かに〇〇さんがおっしゃるように、丁寧にしてもはっきりとわからない所があるのも事実ということもあるので、通知書ではなく、調査結果を伝えて、本人申請の非農地判断の依頼に繋げるような方法もあるかもしれませんよね。
〇〇委員	でも、ほったらかしの人もあるかもしれませんよね。
事務局長	結果としてどれだけ申請が上がって来るかということもありますし、大きな分かれ道のような所でもあります。そのような心配もありますので、もう1ヶ月時間を頂いて、もう一度よく考えさせていただいた上で、こういう形というようなものを作らせていただき、協議をしていただきたいと思います。
会長	2種類作られるのですか。
事務局長	基本的には1つです。
会長	非農地通知に向けてということですか。
事務局長	はい。
会長	非農地確認通知書ではないのですか。
〇〇委員	それは、いきなり通知というやり方になるのですか。広報等に、こういう農地を持っていませんかと告知をするとか、何か方法を考えていただきたいと思います。

会長	非農地判断を行いますとか。
事務局長	非農地判断というものを農業委員会が行っていますということをまずお知らせしたらいいかもしれませんね。そういえば、そんな活動を行っていると聞いていて、その中に自分の農地が当てはまって通知が来たのかなといったように、知っているのと知らないのでは受け取り方も違いますので。どのようにお伝えしたらよろしいでしょうか。
〇〇委員	例えば、農協の座談会の時に、一言、農業委員会がこういう活動をやりますよとか。
事務局長	最近、農業委員会が非農地判断を行っているよとか、そういう事が一番大事だと思います。
会長	ケーブルテレビもありますし。
事務局長	そうですね。
〇〇委員	自治会で話をするとか、市報に載せたらどうですか。
事務局長	それは充分できると思います。こういう活動をしていることをできるだけ多くの人、特に山手の方に知っていただくこと。まずは中山間地域の方にこういう活動を知らせることが大事ですね。まずそういう周知を充分にした上で、順番に非農地通知をしていきたいと思いますのも一つのやり方だと思います。
〇〇委員	問題は、相続の間にそこに土地があることも知らなかったという人にはどうすればよいでしょうか。とても難しそうな気がするのですが。
〇〇委員	野帳には上がっていますから、確認していますよね。
〇〇委員	これは全部野帳の中にあつたものですか。
事務局長	今は、野帳の中で、長い間耕作していない所をピックアップしていますので、野帳に載っていない台帳だけのものは、調査の対象になっ

	ていません。
〇〇委員	野帳であれば、必ず転作確認をしているので、わかると思いますが。
〇〇委員	でも、前年とずっと同じことを書いていて、またそのまま書いておくかというようなこともあるのではないのでしょうか。
事務局長	去年も、一昨年もずっと見ていただいて、こんな所、野帳に載っていたかなということもあると思います。
〇〇委員	農業委員会がこういう活動をしていて、結果的にこういうことになるということを、事前に市報等で知らせながら、具体的に進めるというのらわかりますが、やはりいきなりというのはどうなのかと思います。
〇〇委員	意味さえわからない方もおられると思います。
〇〇委員	野帳の減反というのは、昭和55年ですか。永年転作で林野になったものが、まだ野帳にカウントされていますよね。それはお金にはなりません減反の対象になっています。
〇〇委員	例えば、今そこを見てきて、確認してもらって、非農地通知の申請をしてもらえば、外せるのではないですか。
〇〇委員	昔は土盛りしてあったら野帳から外されませんでしたか。
〇〇委員	土盛りしたら農地ではなくなりますので。
〇〇委員	野帳には林野というのはあるけども、貸し手側からしたら、どこにあるかを聞いても本人もわかっていません。
〇〇委員	転作は万が一の時に復帰できますか。
〇〇委員	水田に復帰できるのが転作です。畑は畑です。
〇〇委員	その転作を外したら、土改した田んぼを減反しないといけなくなり

	ます。だから、外さないのでしょうか。どこかで転作しないといけなくなるので。
〇〇委員	農地面積が減るからどこかで転作しないといけない。
〇〇委員	それは比率が変わってくるから。どれだけの面積かは知りませんが。
〇〇委員	野帳に林野と書いてあるものを農業委員が確認に行くのでしょうか。
会長	それは利用状況調査の対象になっているかということですか。
事務局	現在は、林地に関しては、利用状況調査の対象になっていません。
会長	野帳に載っていても、休耕その他が対象です。
〇〇委員	休耕という項目だけを見ていて、林野は見えていないということですね。
事務局長	今はそういう所を調査対象にしていますが、積み重ねていき、そういう所の調査が終われば、林野等に調査の対象を広げていく方向であります。
〇〇委員	確認ですが、野帳の中の休耕その他という部分だけを対象に行っているということですね。
事務局長	今はそうです。それが一通り終わって、次はどこへ行くかということになってくると思います。
〇〇委員	先ほど言われたように、昭和55年の減反政策があった時には永年転作というものを国が認めていましたよね。木を植えたりして、田んぼができなくなりますよね。しかし、ある時期に永年転作を認めなくなった。その時に農地法4条の申請をして、地目変換をしないとされた記憶があるのですが。

〇〇委員	でも、今野帳を見ていたら、桃とか栗になっていますよね。
〇〇委員	もう耕作できないのだから、4条で申請して地目変換しなさいとか。転用しない限りはできないでしょう。
〇〇委員	桃や栗なら農地でしょう。杉が植えてある所はだめですが。
会長	話をまとめます。次回の総会までに、事務局の方で案を作っていただいて、それをもう一度見ていただくということで、この件については終了させていただきます。皆さんいろいろな思いがあると思いますので、次回までにご意見をまとめておいてください。お願いします。それでは、報告事項について事務局より説明をしていただきます。よろしくをお願いします。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。
会長	この写真は例だから、皆さん一緒ですよ。この7ページの例を見られて、皆さんは、例えばどうされますか。これは農地ですよ。
〇〇委員	きちんと管理されていると思います。
会長	そうですよね。わかりました。
会長	それでは特に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を宇川職務代理よりお願いします。
職務代理	大変、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。非農地通知の関係等はまた皆さんと一緒に再確認をしながらやって参りたいと思います。本日は大変良い天気になりましたが、この週末から梅雨

	入りするようです。体に気をつけて、また次回の総会でお集まりいただけるよう、よろしくお願ひします。お疲れ様でした。
	— 6月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和元年6月4日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 11番 荒 木 貞 道

12番 日 光 善 治